1

福

理すべき者を選任した件

福島県選挙管理委員会

目

次

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定め

○最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及びその職務 ○衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職 務を代理すべき者を選任した件

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島 県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告 を代理すべき者を選任した件

示する件

#### 福島県選挙管理委員会

平成24年12月4日 火曜日

### 福島県選挙管理委員会告示第七十二号

次のとおり選任した。 及び公職選挙法施行令 挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選 (昭和二十五年政令第八十九号) 第八十条第一項の規定により

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

#### 委員長 菊 地 俊 彦

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県第五区	福島県第四区	福島県第三区	福島県第二区	福島県第一区	Ž	<b>全</b>
の一町簑ヶ作一七番地いわき市内郷高坂	一番七六号	番地の七	六号 郡山市神明町三番	一二番地の六福島市大森字鶴巻	住	選挙
小林武正	石井浩	樵隆男	熊本 俊博	大河原 薫	氏名	長
の一町箟ヶ作一七番地いわき市内郷高坂	三番地の四 大字飯寺字村東七 会津若松市門田町	谷地三七番地の三	山南二番七二号 郡山市片平町字大	目九番地の二	住	選挙長の職務を代理すべき者
須賀正弘	小檜山	佐賀	喜古克皮	阿部	氏	ご理すべき者
	の一	の一 会津若松市城西町 石井 浩 会津若松市門田町 小檜山会津若松市城西町 石井 浩 会津若松市門田町 小檜山	の一 機 と と 本 と 本 と 全 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 本 と 主 本 と 上 本 と 本 と 上 本 と 上 本 と 本 と 上 本 上 上 本 上	の一	一	の一 (住) 所 氏 名 住 所 氏 五 位 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 五 位 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 名 住 所 氏 五 位 所 五 位 所 五 位 所 氏 五 位 所 五 位 五 位

### 福島県選挙管理委員会告示第七十三号

 $\equiv$ 

を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

#### 選挙長の事務を取り扱う場所

福島県第三区 白河市昭和町二六九番地 福島県第一区 福島県第一区 福島県第一区 福島県市中町五番二一号 福島県消防会館一階会議室   選挙区 選挙長の事務を取り扱う場所				_
島県第二区 百河市昭和町二六九番地 福島県県市地方振興局   島県第二区 郡山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局   島県第一区 福島市中町五番二一号 福島県消防会館一階会議室   島県第一区 福島県 県市地方振興局				
河市昭和町二六九番地 福島県県南地方振興局   山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局   山市麓山一丁目一番一号 福島県県中地方振興局   選挙長の事務を取り扱う場	島県第三	島県第二	島県第一	挙
島県県中地方振興局 島県県中地方振興局 場県県中地方振興局	河市昭和町二六九番	山市麓山一丁目一番一	島市中町五番二一	挙 長 の 事
	島県県南地方振興	島県県中地方振興	島県消防会館一階会議	取り扱う場

福島県いわき地方振興局	いわき市平字梅本一五番地	福島県第五区
福島県会津地方振興局	会津若松市追手町七番五号	福島県第四区

福島県第一区

福島市中町五番二一号

福島県消防会館一階会議室

福島県第一

 $\overline{\mathbb{X}}$ 

郡山市麓山一丁目

一番一号

福島県県中地方振興局

#### ₩.

	福島県第五区	五区	いわき市平字梅本一	-字梅本一五番地 福島県いわき地方振興局
1/	候補の届	出を受	4候補の届出を受理する場所	
	選挙区		立 候	補の届出を受理する場所
	第福島区県	一六号 福島市	一六号福島市杉妻町二番	福島県庁西庁舎一二階講堂
	第二层层	一番 一 号 麓	番一号 山市麓山一丁目	1 福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室
	第三区	九 白 番 河 地 市	地市昭和町二六	(福島県白河合同庁舎大会議室
	第四区	七番五号	七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
	第五区	一五番地	五番地わき市平字梅本	福島県いわき合同庁舎四階大会議室

### 福島県選挙管理委員会告示第七十四号

る諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における次の一に掲げ

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長

地 俊 彦

#### 届出の種類

平成24年12月4日 火曜日

- 出納責任者の選任及び異動の届出選挙事務所の設置及び異動の届出
- 3 2 報酬の支給を受けることができる者の届出

届出を受理する場所

選
挙
区
届
出
を
受
理
す
る
場
所

# 福島県選挙管理委員会告示第七十五号

福島県第五区

いわき市平字梅本一五番地

福島県いわき地方振興局

福島県第四区

会津若松市追手町七番五号

福島県会津地方振興局

福島県第三区

白河市昭和町

一六九番地

福島県県南地方振興局

より次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。 ける選挙会の場所を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定に 平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、各選挙区にお

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会 菊 地 俊 彦

第五区 選挙区 選挙会の 場所 選挙会の日時   第五区 一年 一十二月一九日   第三区 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十						
本一五番地   階大会議室   本一五番地   下六九番地   工会議室   本一五番地   下前一一時   本一五番地   下前一一時   本一五番地   下前一一時   下前一一時   本一五番地   下前一一時   下前一一日   下前一一日   下前一一日   下前一日   下前日   下前	第五层	第四区	第三区	第二区	第福島県	選挙区
の 場 所 選 挙 会 の 日 会館三階石楠花   平成二四年一二月   九日     県郡山合同庁舎本庁   同     県郡山合同庁舎本庁   同     県会津若松合同庁舎   同     県会津若松合同庁舎   同     県公津若松合同庁舎   同   日   日   日   日   日   日   日   日   日	梅本一五番地	手町七番五号	二六九番地白河市昭和町	丁目一番一号郡山市麓山一	三番四五号福島市杉妻町	
同 同 同 同 同 同 日 来成二四年一二月一九日	階大会議室福島県いわき合同	新館二階大会議室福島県会津若松会	二会議室	舎三階第一会議宮福島県郡山合同庁	杉妻会館三階石楠	の
前一一時成二四年一二月一九日	庁舎四	量一一一一	舎三〇	1/舎本庁	花	所
	同	同	同	同	前成一二	挙会の日

## 福島県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分

平成二十四年十二月四日

平成二十四年十二月四日

第三項及び公職選挙法施行令 会長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法 次のとおり選任した。 (昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定に (昭和二十五年法律第百号) 第七十五条

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会 委員長 菊 地

俊

彦

選挙分会長

選挙分会長の職務を代理すべき者 福島市南向台二丁目三番地の五 本宮市荒井字新介二十九番地 菊地 石本 俊彦 健

#### 福島県選挙管理委員会告示第七十七号

令第百二十二号)第十六条において準用する公職選挙法施行令 三十六号)第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令 長及びその職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法 -九号)第八十条第一項の規定により、 平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会 次のとおり選任した。 (昭和) (昭和) 二十五年政令第八 一十二年法律第百 (昭和二十三年政

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊

彦

審査分会長の職務を代理すべき者 審査分会長 達郡桑折町字本町六番地 安斎

福島市北沢又字東谷地北十一番地の四 鈴 木 忠夫

## 福島県選挙管理委員会告示第七十八号

和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分 月 得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第 の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じ に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、 八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて 地方自治法(昭和二 一日現在において、 一項及び第八十六条第 一十二年法律第六十七号) 次のとおりである。 一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭 第七十四条第一項及び第七十五条第一項 同法第七十六条第一項、 は、 平成二十四年十一 第八十

福島県選挙管理委員会 委員長 菊 地 俊

彦

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、四八二

合算して得た数) 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあって その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを 三三七、三四四

を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の を乗じて得た数とを合算して得た数 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万

										ı
_	<u>-</u>	相	喜	須	白	6.3	郡	会	福	\.
		馬市相	多	賀	河			津		選
4	Z	相	方士	川	市	わ	.1.		<u></u>	挙
松	n.	郡	市耶	市岩	西 白	き	山	若	島	争
12	4	馬郡新地	麻	瀬	河	۵		松		区
र्ग	Ħ	町	郡	郡	郡	市	市	市	市	
_	_	_	1 ]	1 ]	=	九	八	=	七	
7	;	<u></u>	<u> </u>	147,	<u> </u>	九一、	八七、	11/11/	七七、	
- 三 力			五八六	八〇	五五	九七三	九 〇 五	六八	八九〇	
7	Ĺ	七	쏫	$\circ$		=	五.	八		
双	石	東	大	河	南	本	伊	南	田	
						宮	達	相   馬	村	選
-14-		白	\ <del></del>	\ <del></del>	会	市	市	南相馬市相馬郡飯舘村	市	挙
葉	Ш	ЛП	沼	沼	津	安	伊	馬那	田	手
		/11			任	達	達	飯	村	区
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	韶村	郡	
							_	_		
八、	=	九、	八	六	八、	Ó	一八、	二0、0二六	九	
八、八二六	11, 011	五.	一七〇	七〇	三八三	六四七	七九〇	0	四	
			1 -1:	( )	1 /\	1 1/4	71.	1		